

問題が起る。勿論通用はするであらうが、それ以外に周的なものを否定して天下に君臨する説明を、中國の傳統に根ざしたもので一層權威づける必要があつたのではないか。そこに五德終始の説というものが出現した。これは單なる想像に過ぎないが、五行の終始には、土木金火水（相勝）木火土金水（相生）の他に幾つかの組み合せがあるようだが、これは戰國六國の抗争と結びつく點があるのではないか。さて秦は周が火德で秦は水德という説を採用した。呂氏春秋應同篇（名類篇とも言うが畢沅の校注に従う）に見える説（頁五一引用）が矢張り有力に働いたのであらう。そこには水氣の到來が豫言されている。それは氏が引用されたものに續く文からも感じられる。秦は六國を平定し皇帝の稱號を稱えたと、つづいて水德説採用を宣言したのはこれを受けているのである。なお引用文の最後の部分は、私は將來への戒めとして解しうるのではないかと思う。紙數を大分超過したが、最後に漢について觸れておきたい。漢は秦を受け繼ぐものとして出發した。漢初において水德説が稱えられたこともそれを示すものである。しかし、劉氏の基礎も固り、また儒家思想などがだんだん勢力を伸ばして來ると、漢水德説では都合が悪くなつてきた。ここに漢土德説が出現して來る。それが文帝の時代であるのは、漢の時代の推移から見て當然のことと思う。

以上、蕪辭を連ねて感想を述べたが、これが本書の價值を傷けるものでないことは言をまたない。

最後に、本書に索引の附されていないことを惜しんで筆をおく。

（狩野直禎）

The Reform and Abolition of the Traditional Chinese Examination

（中國科學制度革廢考）

Wolfgang Franke, Center for East
Asian Studies, Harvard Univ., Cambridge,
Mass., 1960.

私は西洋人が、科學について語るはあい、とりわけて興味をおぼえる。それはおそらく、次に述べる二つの關心から出ている。その一つは、西洋人は科學を通じて、當時の中國を歴史的にどう規定するのだろうか、ということである。嘗つて、ヴォルテール、ディドロなどフランスの百科全書派が、とりわけかのケネーが、科學を憧憬し、その模倣をさえ考えた事實はよく知られている。同じような事情が、當時の最先進國イギリスのある時期にあつても、また、さらにはある時期のアメリカにあつても、嘗つては存在したことを、Teng Ssu-yü（鄧嗣禹）・Chinese Influence on the Western Examination, Harvard Journal of Asiatic Study, 7, 4, 1943は明かにした。その後一〇〇年、歐米諸國は中國をおいこし、優位を保つてきた。かれらの祖先が敬意を表した科學を、現在、後裔たる西洋人は、歴史的にどう評價するのだろうか。かれらがおいこした中國の歴史的時代性を、正當に規定し得るであらうか。これが第一の關心である。

第二の關心は、もつと現實的なものである。現在、官僚制とはいふ容れぬと考えられている、自由主義、民主主義を原理としている諸國において、官僚制のもたらす悪弊が、深刻な社會問題として指

摘されている。すなわち、近代國家行政の内容が、質的にも量的にも、前代とは比較にならぬほど擴大した結果、行政官廳は廣汎な委任立法權をあたえられ、事實上、行政命令や規則を、みずからの權限で制定することによつて、立法權の一部を擔當するようになった。主權者たる國民に奉仕するはずの公務員 *civil servant* は、行政階級 *administracy* として、議會や内閣と同列に論ぜられるまでに成長した（ラスキ著・辻清明等譯「議會・内閣・公務員制」岩波現代叢書 一九五九）。かかる行政階級なるものの存在は、科擧と決して無縁な存在なのではない。

たとえば、イギリスの今日の國家公務員制は、一八五四年に、それまでの議會領袖の情實任命 *patronage* を排して、資格任用制 *merit system* の採用を勧告する、ノースコースト・トレヴァリアン報告書が下院に提出され、それにもとづいて、一八七〇年、グラッドストーン内閣のとき、はじめて公開競争試験がおこなわれて以來のものである、といわれる。當時、報告書が勧告した公開競争の原理が、中國の原理であるからとして、激しく非難、反對した、イギリス下院議員の口吻を、前記鄧嗣禹の論文は、忠實に引用している。以來一〇〇年たらず、結局、イギリスの公務員制度が、行政階級なる「階級」に成長して、代議制すなわち議會制度をも脅かす存在となつてきているとするならば、嘗つて、中國がそのために減んだとまでいわれる科擧のもつ原理は、今なお現代にまで生き延びている、といえないか。もしそうだとすれば、科擧を研究の俎上にのせる者は、返す刃でみずからを問わねばならないわけである。

こうした立場におかれた研究者の、いわば現状にたいする危機認識が、とりわけこの國においては美化されがちの西洋に籍をおく研

究者のばあいには、どのように現われているか。これが關心の第二である。私を本書の批評・紹介へと導いたものは、このような關心であつた。

著者 Wolfgang Franke は現ハムブルグ大學教授で、著名な Otto Franke の子息。本書は、一九五七年秋から翌春にかけて、ハーバード大學の客員教授として招かれた際になされたものという。John K. Fairbank の示唆によつた本研究は、辛亥革命の意義づけと、それに先立つ清朝の衰亡過程を説明しようとする、より高次の研究課題の一環として企てられたもので、一九世紀末から一九〇五年（科擧廢止）にいたる間の、試験制度と學校制度の發達を概括することが、主題となつている。これは著者が清末にはじまる舊中國社會の構造的變化にあつて、官僚の養成 *training of officials* と公務員試験 *civil service examination* とが、基本的に重要な意味をもつていた、と考えているからである。

著者は、歐文業績は勿論、邦文の業績（清國行政法・宮崎市定「科擧」など）、あるいは最新の業績（商衍鎰「清代科擧考試述録」一九五八年）までも参照しつつ、叙述をすすめていく。

全篇は四章にわかれる。前三章は導入部分ともいへ、第一章は、科擧の沿革の適確な概説で、同時に、後の叙述で頻出する科擧用語の解説をはたしている。第二章は、科擧にたいする批判史で、唐の太宗から歴代清末にいたる、同時代者からする科擧の批判を辿つている。范仲淹・王安石・朱熹・邱濬・楊慎・顧炎武・黃宗羲・錢謙益・全祖望・龔自珍および陳澧と辿つた批判は、なんらかの點で清末の論議に引用されて、科擧の改廢に影響したものである。しかし著者は、これらの批判も、同時代者の批判としては、比較的時間に

とらわれない自由の立場からなされていたことを認めながらも、結局は批判が対象とした儒教そのものによつて育てられた思想であつて、儒教の埒外に出たものではなかつたとし、みずからの科擧批判の觀點とは區別している。

著者が、そのために別に用意する目は、一九〇五年、長年の中國滞在の経験から、著者の父 Otto Franke をして、次のようにいやしめた目と同じ目であるようである。

科擧制度の缺陷は、中國がそれなりに一つの國家であり得た限りにおいては、隠しておけるものであつたが、それは科擧にとつては、固有のものであつた。その缺陷とは、科擧の側からする一方的な教育の固定化にあり、それはひいては全國民の知的生命にたいして、重大な影響をあたえずにはおかなかつた。科擧は、賢明にして道義的にもきわだつてゐる政治家のかわりに、世界の大勢に無知無能な官僚を産みおとし、また、知的教養にめぐまれた貴族のかわりに、尊大にして狹量な讀書人を産みだした。近代ヨーロッパ國家が存立する基本的條件、ヨーロッパの知的生命のたぐまざる發展、専門科學分野の關連的重要性、こういったものが、中國において認識せられるにつれて、科擧につきまとう諸々の結果が、明かになつてきたのである。

以上が、本書の導入部分である。第三、第四の後二章が、本書の主要部分であるので、著者の叙述に沿つて、まず概要を紹介する。

第三章は、一九〇〇年前の改革への努力と題される。清初（康熙・雍正期）、明代の制度をそっくり踏襲した科擧に、若干の修正的改革が企てられながら、結實しなかつたことに觸れた後、著者は一九世紀後半に話題をすすめる。

一九世紀の後半になると、西方の挑戦は、次第に中國の弱體をあらわにした。當局者の施策、とりわけ科擧にまつわる不正行爲や缺陷を指す所の當局者批判には、新しい刺激があたえられることになつた。これらの批判は、一八九〇年までは、西方からの顯著な影響をうけたことを明かにせず、時として、卒直に披瀝したもの（馮桂芬、王韜）はあつても、一般には、舊套の域を出なかつた。

同治中興に際して、科擧には若干の改革がなされたが、八股文の廢止にさえ思い至らず、曾國藩も所期の改革構想を、大方の反對を見こして、ひきさげてしまつた、と著者は指摘しながら、それから一八九〇年までの科擧改革への試みを二つの點で觸れている。

一つは、その最初の試み、すなわち、英桂・沈葆楨の算學科創設の建議（一八七〇）と李鴻章の「洋務科」ともいうべきものの建議（一八七五）である。これは、いずれも不毛におわつたのであるが、一八八七年、陳秀瑩による算學科設置の建議が、はじめて認可、實施された。この處置は、從來、あるいは科擧改革の先驅として評價されてきた。しかし、その實施にあたつて、建議の趣旨は倭小化され、ほとんど實效を伴わなかつたことから、著者の評價は、きわめて低い。評價は低いのであるが、著者は、この一連の試みの方向に、科擧と専門科學分野とを統合しようとする試みを見出し、これを改革の一つの方向としてゐるかのようである。

さらにもう一つは、西方の壓力に、直接に對應する必要から設立された、軍事・技術・言語部門の新設學校・同文館（一八六二）・廣方言館・求是堂藝局（一八六七）の方向である。これらの學校は、新知識の普及の源になり、改革運動の醸成に貢獻しながらも、

結局は科擧と無縁な待遇をあたえられていたためにきわだつた成果をあげ得なかつた、とする著者は、ここで科擧と學校制度との統合を、改革のもう一つの方向としていっているようである。

勿論、このばあいの學校は、教育機關としての學校（學堂）であつて、從來の有名無實の學校——それを著者は *bureaucratization* の結果、たんなる科擧のための appendix となつてゐた學校と考えてゐる（第一章）——をさすのではない。

こうして、科擧と専門科學部門との統合、科擧と學校制度との關連という二つの改革の方向から、著者は次に、康有爲の公車上書（一八九五）にはじまる變法運動を、高く評價する。康有爲の構想——まず武科を廢止し、かわりに藝科を新設し、これに從來の科擧たる文科と同等の待遇をあたえ、各省州縣に藝學書院を設け、十五歳以上の學童を入學させ、天文・地礦・醫學・化學・電氣・機器・武備・測量および外國語の諸科目を講じ、書院の試験を段階的に合格するに準じて秀才・舉人および進士の資格をあたえようとする構想到、著者は、専門科學部門と學校制度との科擧への統合という課題が、すべて盛りこまれているとみるわけである。また、前後しておこなわれた、學堂新設の具體方法を提案する李端棻の上奏、海外留學生制度をも科擧制に統合しようと提案する梁啓超の思想に、著者は、康有爲構想がさらに肉づけされたとみる。

これらの構想は戊戌變法でいかに實現されたか。「元來戊戌變法の一眼目は、科擧と學堂にあつた」（小野川秀美「清末政治思想研究」二二八頁）といわれる。著者は、八股文・小楷の廢止、經濟特科（一八九七年、嚴修提案）の實施促進、書院を新學堂に轉用するといった諸決定が、康有爲の建議の採用によるものであつたことを

認める。しかし、著者は、變法の基本方針は、康有爲よりも現實的で穩健な張之洞（勸學篇）の線にそつていた、と結論する。というのは、學堂の設置は決定しても、その出身者にたいしては、官僚資格（進士など）をあたえようという變法の決定は、康有爲の構想からは後退しており、勸學篇の主張に合致するとみねばならないからである。

筆者は、戊戌變法がなぜ挫折したかには、觸れていない。しかし張之洞の立場について、科擧と經濟特科と新學堂とは、一體のものでなければならぬ。（光緒二十四年五月十六日 陳寶箴との上奏）とする張之洞には、康有爲の構想の意味するものが、すでにすべて熟知されておつたであらう、と推測する。すなわち、康有爲の構想は、變法運動のなかで全き開花を遂げることなしに、張之洞によつて時機をうかがつて暖められることになる。

最後の章、第四章は、一九〇〇年以後の傳統的制度の廢止と題される。義和團事件の結果、一九〇一年一月二十九日、西太后は蒙塵中の西安から、現状の改革案を地方督撫らに諮問することを餘儀なくされる。科擧もその一項目にとりあげられる。それに應じて張之洞は、劉坤一と連名で、變通政治人才爲先選旨籌議摺を呈する。その趣旨は、（一）文武學堂の創設と専門教育の實施（二）八股文の全面的廢止と科擧課試題目の改革（三）武科の廢止（四）海外留學の獎勵である。時機をまつていた構想は、堰をきつたように吐露されたわけである。この提案は、西太后によつて、大幅にとり容れられた。ことに各省の書院——著者によれば、舊來の實質上の教育機關（第一章）を大學堂・中學堂・小學堂および蒙養學堂（幼稚園）に改設せしむる命令（九月十四日）は、教育史上、劃期的處置であ

つた。

しかし、構想は肝腎の點で骨抜きにされた。というのは、科擧と學校制度の統合という目的からいえば、學堂出身者の待遇が眼目になる。張之洞の構想では、新設さるべき學堂の出身者には、附生・廩生・優貢生といった、正途出身のうちでも、いわば傍系の資格をあたえようという、極めて控え目な提案になっていた。にもかかわらず、それは拒否されて、かわつて出身をあたえるにはあたえるが、同じ資格をとるには、科擧を受けるよりも、はるかに複雑で困難な手續きを要するように仕組んだ、袁世凱の提案が採用せられたのである(十二月五日)。結局、官僚資格の獲得を科擧に縛らつておく體制は、このばあいも保守されたことになる。

しかし、著者は、この張之洞構想の提案が、そのまま科擧の最終的な廢止への第一歩であつたと考える。

事實、科擧はこの後、二段階をへて、加速的に廢止されていく。第一の段階は、一九〇三年二月(三月の誤りか)十三日、張之洞と袁世凱の連名で奏請された科擧遞減の法である。この方法は、早く陶模によつて構想されていたというが、科擧と學堂とを一貫せしむれば、學堂はたくまずして興り、きりはなしては、有名無實になる。と前提し、科擧を三段階に分かつて、定員を三分の一あて漸減し、一〇年をまつて全廢して、かわりに學堂出身者をもつて官僚にあてんとする。科擧廢止の提案である。この上奏は、政務處と禮部に回附された。これを可とする覆奏がなされたのは、翌年一月十三日であるが、この間にたたかわされたであろう激論については、信賴すべき資料がない、という。

この間、張之洞・袁世凱・榮慶・張百熙および孫家鼎といった、

當時の教育問題の専門家が、前後して政務處に參畫していること、また、一九〇一年いらい新設された學堂の學生、とりわけ日本留學の學生の不穩な空氣が、このころから朝廷に報告されたことなどが、この提案をうけ容れる原因になつたものと、著者は推測している。ついで著者は、この歴史的な覆奏とその認可の諭旨を、全文英譯する。貴重な作業というべきであらう。

かくて科擧は、一九〇六年(丙午の科)より漸減し、その全廢をまつて、高等小學堂を嘗つての縣試に、中學堂を歲試・科試に、高等學堂を鄉試に、大學堂を會試にみたて、さらに留學生にも相當の資格(俗にいう洋進士)をあたえることが決定された。科擧は、その形骸のみをとどめて、補填するに學堂制度をもつてせられたわけである。

著者はさらに、義和團事件の際の外國人犠牲者のために、科擧を五年間停止せしめた、列強の懲罰的處置が、科擧を廢止に導いたとする説を謬説として斥けた後、第二の段階の事情を説きすめる。

それは、一九〇五年、科擧の即時廢止決定である。著者によれば科擧遞減の決定も、すぐには知識人の關心を學堂に向けさせるにいたらなかつた、という。戊戌の經驗が、かれらを躊躇させたのである。これに決定的な覺醒を促すのが、日露戦争と革命運動の成長とである。弱體を極限にまで露呈した政府は、ぐらつきかけた科擧に止殺をさして、この危機を乗りこえ、その影響を保守しようとする。八月三十一日、張之洞・袁世凱・趙爾巽・周馥・岑春煊と端方は、即時に科擧を全廢することが、新學堂の發展のための必須の條件であり、今日の艱難を救う途は、ほかにない。と上奏する。一日おいて九月二日、この奏請は裁可され、科擧は、ここにその姿を

消したのである。

本書には、結論と題される章はない。執筆途上で気づいた問題を、なお残された研究課題として、十二項目にわたって序文に掲げた、著者の慎重な態度が、結論を保留させているのかもしれない。しかし、以下に譯出する第四章末尾の數行を一應結論とみなしてもよいであろう。

……舊來（科擧を通じてあたえた所）の官僚資格を、（學堂出身者にも）あたえつづけようとしたのは、賢明な處置であつたか疑わしい。やがて明かになつたように、古い形骸は、新しい内容にそぐわなかつた。新しい内容は、ついに膨れあがつて、古い形骸のみならず、それを支えていた傳統的國家の骨組みをも、全て破砕してしまつたのである。

また本書には、中國における學堂開設の目的は、官僚の養成に在つたのであつて、科擧の即時全廢を求めた最後の奏がそれに觸れるまで、一般國民教育は看過せられてきた、という貴重な指摘がある。科擧をはなれて、學堂制度は考えられなかつたわけであるが、著者の次のような言及は、科擧廢止後の學堂についての著者の見通しを窺わせるといえよう。

一九一一年以後、中國の知識人の社會的地位は、往々にして、嘗つての學位所有者（紳士）のそれに比定せられた。工業化された（industrialized）開港場の外においては、或る程度は内においてさえも、普通の中學堂ないしは専門學堂の學生の希望は、依然、官僚になることであつたのである。

足早の紹介におわつて恐縮であるが、ここで私は、最初の關心に戻りたいと思う。まず時代性の規定についてであるが、その前に、

著者が、康有爲の構想した道科について展開した見解を紹介する必要がある。道科とは、キリスト教の布教に對抗して、中國はもとより全世界に儒教を傳道する者を選ぶために、さきに述べた文科・藝科と並んで、康有爲により構想された試験制度である。いわば儒教の宗教化の構想である。著者によれば、この構想は中國の傳統的政治構造と全く相容れぬものであつた。というのは、Otto Frankeによつて最初に指摘され、後に Max Weber によつて理論づけられたように、中國の傳統的支配の原理の一つの特徴は、世俗的權威と精神的權威の統一にあつた。そして、西方からの衝擊 Western Impact は、まさにこの統一を打ち砕くとしていた。何故なら……とりわけ科擧に即して言えば、それには専門化が缺如していた the need for specialization からである。専門化した官僚は、明かに、政治行政的機能と宗教的機能とを結合することは不可能であつた。から、康有爲の構想のように、藝科で専門化の課題を達成し、道科で精神的權威を救うのは、傳統的支配の自己分裂である、ということになる。しかし、事態はまさにそのように進行したのであつて、専門的教育によつて、官僚を養成しようとする學堂制度が科擧にとつて替つた後に、儒教が清朝によつて宗教化（孔教）された（一九〇六年十二月三十日）のは、屋根を飾つて、同時に、土臺と壁をとり外した處置であつた。すなわち舊中國の支配は、専門化を内容とする Western Impact によつて、學堂制度と孔教とに引裂かれてしまつた、とするのが筆者の見解である。

ところで本書には、宋代を絕對主義に接近した時代と規定する、短かい言及がある（六頁）。この點は、私も同意したい。しかし、そのとらえ方は、以上に紹介したように、Max Weber の家産制官

僚理論に據つてゐる。そしてその固定した想像を、几帳面に科擧出身官僚に重ねている。この點は、私にとつては不満である。なるほど宋代的體制は、ついに清末まで保守されおせたが、しかし、そこに中國なりに展開した近代的合理への志向を、ついに儒教の埒外に出なかつたものとして拉し去ることはできない。同じく Max Weber に據りながら、科擧出身官僚に近代官僚の特徴をみようとした C. K. Yang, *Some Characteristics of Chinese Bureaucratic Behavior ; Confucianism In Action*, Stanford Univ. Press, California, 1959, は、餘りにも樂觀すぎる嫌いはあるが、私はより親近感をおぼえる。それはともかく、この自己分裂した舊中國の行方は、いかなるものか。それを著者は近代工業國家 modern industrialized state とする(序文)。ここに私の不満はさらに重ねられる。著者が、傳統的な、主として農業的國家から、それへの過程が清末にはじまり、現在、なお完成をみていない近代工業國家への推移、というばあい、この近代工業國家に、現中華人民共和國を想定しているに誤りあるまい。とすれば、先に結論として引用した一文中の、開港場における中國に對する Western Impact の節窓としての工業化と、現中國の社會主義工業化とを區別する必要を認めない處に、著者は身を置いていることになる。すなわち、著者は、工業化の擔い手を問おうとしない。

このことは、私の第二の關心に、著者が全く顧慮していないように思えることと、無縁ではあるまい。たとえば、イギリスの公務員公開競争試験制は、前述のように、一八七〇年にはじまるが、同時にその歳、初等教育法が成立して、はじめて國民教育が實施されている。私には、國民教育の實施と時を同じくする公開試験の公開性

は、疑わしいと思える。事實、ラスキは、現在労働者階級出身の男女に門戸が解放されていない重要な政治的官職は、たとえあるにしても僅かであるが、しかし實際は、高級役人連は依然として特權階級(オックスフォード・ケムブリッジ大學)出身者であり……(前引書)と述べている。かかる事情が、一八七〇年の公開試験らしいイギリスの實情であるとするならば、嘗て、中國の一角に、Western Impact の具現者として、新時代の節窓を縫えてみせたイギリス人は、専門科學者としての、イギリス人一般でなかつたことは明かである。著者は、この點を透かしてしまつてゐる。本書から、種々の教授を得ながらも、著者の Western Impact の機能のみを強調する見解に、私が最終的に同意できないのは、このためである。

甚だ個人的關心に終始したが、私がそのために見逃している價值が、なお多くあるかと恐れる。即いて讀まれることをお奨めしたい。(近藤秀樹)